5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る幹線用水路の工事の実施に関する事務を、工事第三課は工事第一課及び工事第二課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

第二百六十六条　津軽北部二期農業水利事業建設所に、工事課及び施設機械課並びに技術専門官一人を置く。

2　工事課は津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務を、施設機械課は津軽北部二期農業水利事業に係る農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　阿武隈地域（宮城県の区域（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡及び亘理郡の区域に限る。）及び福島県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査、国営の土地改良事業によって造成された施設の管理及び国営の新請戸川農業水利事業に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、阿武隈土地改良調査管理事務所を置く。

2～14　（略）

15　阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所、名取支所及び角田支所を置く。

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　西関東地域（神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理に関する事務を分掌させるため、関東農政局に、西関東土地改良調査管理事務所を置く。

2～12　（略）

13　西関東土地改良調査管理事務所に、笛吹川沿岸支所、伊那西部支所、釜無川支所及び竜西支所を置く。

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2　西北陸土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。

3～13　（略）

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地第一課は吉野川下流域地区北部幹線水路に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、用地第二課は吉野川下流域地区第十幹線水路、東部幹線水路及び南部幹線水路に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は吉野川下流域農地防災事業に係る工事の実施に関する調査及び調整に関する事務を、工事第二課は吉野川下流域農地防災事業に係る幹線用水路の工事の実施に関する事務を、工事第三課は工事第一課及び工事第二課の所掌に属しない工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

第二百六十六条　津軽北部二期農業水利事業建設所に、工事課及び技術専門官一人を置く。

2　工事課は、津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　阿武隈地域（宮城県の区域（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡及び亘理郡の区域に限る。）及び福島県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査、国営の土地改良事業によって造成された施設の管理並びに国営の新請戸川農業水利事業及び安積疏水土地改良施設整備特別監視事業に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、阿武隈土地改良調査管理事務所を置く。

2～14　（略）

15　阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所、安積疏水特別監視支所及び名取支所を置く。

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　西関東地域（神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査、国営の土地改良事業によって造成された施設の管理及び国営の牧之原土地改良施設整備特別監視事業に関する事務を分掌させるため、関東農政局に、西関東土地改良調査管理事務所を置く。

2～12　（略）

13　西関東土地改良調査管理事務所に、牧之原特別監視支所、笛吹川沿岸支所、伊那西部支所、釜無川支所及び竜西支所を置く。

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2　西北陸土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3～13　（略）